

相双保健事務所

ひきこもり相談会

相双保健福祉事務所では、「社会的ひきこもり」(6ヶ月以上自宅などにひきこもつていて、学校や仕事を行かない状態)の方や、こうした方を抱えて悩んでいるご家族の方を対象とした相談会を開催します。

お一人で悩まず、この機会にぜひご相談ください。

相談会日時・場所

日 時	場 所
平成22年11月10日(水) 午前9時30分～ 午前11時30分	相双保健福祉事務所
平成23年1月12日(水) 午前9時30分～ 午前11時30分	

※予約制となります。お一人あわむね1時間までとします。

相双保健事務所

保健課課障がい者支援チーム

ひきこもり家族教室

相双保健福祉事務所では、「社会的ひきこもり」(6ヶ月以上自宅などにひきこもつていて、学校や仕事を行かない状態)の方を抱えて悩んでいるご家族の方を対象に、家庭教育を開催します。

家庭教室では、同じ悩みを持つご家族の方同士の交流を図ることにより、こうして悩んでいるのは自分ひとりではない、ということがわかったり、ご本人への対応の仕方を学び、落ち着いて対応ができるなど、ご家族の方が精神的にも安定できるようにと考えています。「ご家族の方が心身ともに健康になると、ご本人の回復に大きく影響するとも言われています。ぜひ、この機会にご参加ください。

相談会のスタッフ

料	日 時	場 所
1回目	平成22年11月10日(水) 午前9時30分～ 午前11時30分	相双保健福祉事務所
2回目	平成23年1月12日(水) 午前9時30分～ 午前11時30分	

※予約制となります。お一人あわむね1時間までとします。

相双保健事務所

予約・問い合わせ先

平成22年度

ひきこもり家族教室

相双保健福祉事務所では、「社会的ひきこもり」(6ヶ月以上自宅などにひきこもつていて、学校や仕事を行かない状態)の方を抱えて悩んでいるご家族の方を対象に、家庭教育を開催します。

家庭教室では、同じ悩みを持つご家族の方同士の交流を図ることにより、こうして悩んでいるのは自分ひとりではない、ということがわかったり、ご本人への対応の仕方を学び、落ち着いて対応ができるなど、ご家族の方が精神的にも安定できるようにと考えています。「ご家族の方が心身ともに健康になると、ご本人の回復に大きく影響するとも言われています。ぜひ、この機会にご参加ください。

相談会のスタッフ

料	日 時	内 容
1回目	平成22年12月8日(水) 午前9時30分～ 午前11時30分	●講話 「ひきこもりを理解しよう」 ●家族交流
2回目	平成23年2月9日(水) 午前9時30分～ 午前11時30分	●講話 「ひきこもりと家族の対応」I ～家族ができること～
3回目	平成23年3月9日(水) 午前9時30分～ 午前11時30分	●講話 「ひきこもりと家族の対応」II ～家族が元気になろう～

国民年金保険料は、その年の1月1日から12月31日までの間に納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

書類の添付が必要です。

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、毎年11月上旬に1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が日本年金機構から被保険者の方へ送付されます。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

また、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

本人だけではなく、その世帯の世人に同様の証明書が送付されます。

また、お手元に届いてい

ます。まだ、お手元に届いてい

ます。まだ、お手元に届いてい